

特定健康診査実施要項

1 目的

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、年度内に40歳から75歳の誕生日を迎えるまでの組合員及びその被扶養者を対象とし、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査（以下、特定健診という）を実施します。

2 対象者

令和6年4月1日現在で共済組合に加入しており、かつ年度内に40歳から75歳の誕生日を迎える以下の組合員・被扶養者

① 組合員本人

※ 勤務先の定期健康診断を受けられない方が対象です。定期健康診断や人間ドック等を受診される場合は、特定健康診査を重ねて受診する必要はありません。また、健診結果の提出も不要です。

② 組合員の被扶養者

③ 任意継続組合員（本人・家族）

3 主な健診項目

身体計測（身長、体重等）、理学的検査（身体診察）、血圧測定、血液検査、尿検査 等

※ 医師が必要と認めた場合には、貧血検査、心電図、眼底検査等を実施する場合があります。

※ 健診項目が異なりますので、勤務先の定期健康診断の代替にはなりません。

4 利用方法

事務担当者または対象者本人による事務手続きは不要です。

対象者には、7月下旬頃を目処に特定健診受診券・案内文書等・標準的な質問票をご自宅宛に発送します。定期健康診断等を受診されない方で到着予定時期までの受診を希望する場合には、支部福祉担当（078-362-3763）までご連絡ください。

事前に医療機関に健診の予約を入れ、健診当日に組合員証・特定健診受診券・標準的な質問票の3点を健診機関の窓口へ提出してください。詳細につきましては、自宅に郵送される案内文をご確認ください。

※ 組合員本人については、短期組合員のうち会計年度任用職員の方に、一括で受診券を発送します。その他の正規職員、臨時的任用職員等の方で勤務先の定期健康診断等を受診できない場合は、個別で受診券を発行しますのでご連絡ください。ただし、対象年齢の方に限りです。

※ 受診券は、勤務先の定期健康診断や人間ドック等を受診される方にも届く場合がありますが、重ねて受診する必要はありませんので、破棄していただいて構いません。

（参考：昨年度の特定健診実施医療機関一覧）

<https://www.kouritu.or.jp/hyogo/tetsuduki/tokutei/jisshikikan/index.html>



5 サービスの取扱い

職務に専念する義務の免除の対象になります。

市町組合立学校教職員については取扱いが異なる場合があるため、事前にサービス規程をご確認ください。

6 その他

（1）受診料（自己負担）は無料です。

（2）年度中に75歳の誕生日を迎える方は、誕生日の前日まで受診が可能です。

（3）受診券の有効期限は、令和7年3月31日となっていますので、ご注意ください。

（4）健診結果に基づき、後日特定保健指導（18～19ページ）の案内を行う場合があります。